

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2015年6月29日
【会社名】	パンチ工業株式会社
【英訳名】	PUNCH INDUSTRY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 武田 雅亮
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目12番23号
【電話番号】	03-3474-8007
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 村田 隆夫
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目12番23号
【電話番号】	03-5460-8237
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 村田 隆夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2015年6月24日開催の当社第41回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2015年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金15円（普通配当10円、記念配当5円）

第2号議案 定款一部変更の件

当社及び当社子会社における今後の事業内容の拡大及び将来の事業展開に備えるため、事業目的の文言につき所要の変更を行うものであります。

今後の当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能とするため、当社の発行可能株式総数を変更するものであります。

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が本年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約が締結することが認められたことに伴い、当該取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役及び監査役の責任限定に関する文言の一部について、それぞれ所要の変更を行うものであります。

法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を明示するとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするため、所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役として、武田雅亮、真田保弘、村田隆夫及び横山茂を選任するものであります。
なお、横山茂は社外取締役であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、杉田進を選任するものであります。

第5号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、あらた監査法人を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	72,657	4,273	37	(注)1	可決(94.40%)
第2号議案	66,185	10,745	37	(注)2	可決(85.99%)
第3号議案				(注)3	
武田 雅亮	73,547	3,383	37		可決(95.55%)
真田 保弘	73,825	3,105	37		可決(95.91%)
村田 隆夫	73,815	3,115	37		可決(95.90%)
横山 茂	73,800	3,130	37		可決(95.88%)
第4号議案				(注)3	
杉田 進	76,763	167	37		可決(99.73%)
第5号議案	75,547	139	1,281	(注)1	可決(98.15%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上